

例規名 島田市立公民館条例

新 条 文

(運営審議会)

第15条 第2条に規定する公民館ごとに、法第29条第1項の規定に基づき、公民館運営審議会を置く。

2 公民館運営審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 学校教育の関係者

(3) 社会教育の関係者

(4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(5) 地域の代表者

3 委員の定数は、公民館ごとに10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

対 照 表

旧 条 文

(運営審議会)

第15条 第2条に規定する公民館ごとに、法第29条第1項の規定に基づき、公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、公民館ごとに10人以内で組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。